

---

# *Practical guide to IFRS*

October 2012

*IFRS第10号およびIFRS第12号に関するQ&A*

## 目次

はじめに.....	2
セクション A—パワー.....	3
<b>パート I: 関連性のある活動</b>	
質問 A1 — 異なる投資者が異なる時期に活動を支配する場合のパワーの判定 .....	3
質問 A2 — パワーの再判定 .....	3
質問 A3 — 企業の設立時に行われた意思決定が関連性のある活動とされる可能性があるか.....	3
<b>パート II: 潜在的議決権</b>	
質問 A4 — オプションの保有者が行使する実際上の能力を有していない場合に 当該オプションがパワーを与える可能性があるか.....	4
質問 A5 — オプションの保有者が行使する財務能力を有していない場合に 当該オプションがパワーを与える可能性があるか.....	4
質問 A6 — オプションがアウト・オブ・ザ・マネーの状態にある場合に 当該オプションがパワーを与える可能性があるか.....	5
<b>パート III: 組成された企業</b>	
質問 A7 — 偶発的なパワー .....	6
質問 A8 — 風評リスクが支配をもたらす可能性はあるか.....	6
セクション B—変動性に対するエクスポージャー.....	7
質問 B1 — どのような金融商品が投資先の変動性を吸収し、どのような金融商品が 投資先の変動性を生み出すことになるか .....	7
質問 B2 — 企業との契約が変動性を生み出すか、それとも変動性を吸収するか .....	7
質問 B3 — 支配の判定に際して投資者が見るべき資産は何か.....	8
セクション C—本人か代理人かの分析.....	9
質問 C1 — 本人の判定 .....	9
質問 C2 — 年次ベースの再任の要求は実質的な権利であるとみなされるか.....	10
質問 C3 — 1年の通知期間が要求される解任権が実質的な解任権となるか.....	10
質問 C4 — 中間持株会社はその親会社の代理人であるといえるか.....	11
質問 C5 — 事実上の代理人としての従業員 .....	11
質問 C6 — 意思決定者が市場価格で報酬を受け取る場合にそれが意思決定者が 代理人であることを意味するか .....	12
セクション D—サイロ.....	13
質問 D1 — 保護されていない保険会社の部門がサイロとなるか .....	13
質問 D2 — アンブレラファンドのサブファンドはサイロとなるか .....	14
質問 D3 — マルチセラー型コンデュイットにおける個々のプールのサイロとなるか .....	14

## セクション E—開示.....15

質問 E1 — 売買目的で購入した持分について IFRS 第 12 号の開示が要求されるか..... 15

## セクション F—経過措置.....16

質問 F1 — 「適用開始日」とは何か..... 16

質問 F2 — 従前の基準の適用..... 16

質問 F3 — 比較情報の修正再表示の制限..... 16

## セクション G—包括的なケーススタディ.....17

ケーススタディ 1 — 事業を営む企業についての事実上の支配の判定..... 17

ケーススタディ 2 — プット・オプションおよびコール・オプションを伴う支配の判定..... 18

ケーススタディ 3 — 活動が制限された債務の再編目的の組成された企業に対する支配の判定..... 20

ケーススタディ 4 — 投資者のために行動する第三者サービスが管理する商業用不動産担保証券の発行体に関する支配の判定..... 25

ケーススタディ 5 — 制限された活動とリスクを増大させるデリバティブを伴うクレジットリンク債の発行体の支配の判定..... 29

## はじめに

2011 年 5 月に、国際財務報告基準第 10 号 (IFRS 第 10 号) および第 12 号 (IFRS 第 12 号) が公表されました。新たな基準は、財務諸表作成者による適用の開始にあたり、課題や論点を提起しています。IFRS 第 10 号は、国際会計基準第 27 号 (IAS 第 27 号) および SIC 解釈指針第 12 号 (SIC 第 12 号) の主要な原則、すなわち、親会社が支配するすべての事業体を連結するという原則を踏襲しています。しかし、詳細な適用指針の一部が新しくなっており、一部の企業にとっては、親会社の連結範囲に変更をもたらす可能性もあります。新たな要求事項は、これまでの状況から、組成された企業 (または「特別目的事業体」) や第三者が管理するファンドに関する連結の判定に対して最も大きな影響を及ぼすことが示唆されています。本ガイダンスでは、新基準を適用する過程で最もよく見られる課題のいくつかについて、PwC の見解を提供するものです。

PwC は、本ガイダンスが必ず読者の皆様のお役にたつと信じています。なお、IFRS 第 10 号に関する詳細なガイダンスは、PwC の '[Practical guide to IFRS: Consolidated financial statements - redefining control](#)' (原文英語のみ) および [the supplement for the asset management industry](#) (日本語訳) (ともに [pwcinform.com](#) より入手できます) もご参照ください。

## セクションAーパワー

### パートI: 関連性のある活動

#### 質問A1 — 異なる投資者が異なる時期に活動を支配する場合のパワーの判定

投資者は、投資先の関連性のある活動(すなわち、投資先のリターンに重要な影響を及ぼす活動)を指図する現在の能力を与える既存の権利を有している場合には、投資先に対するパワーを有しています(IFRS第10号第10項)。投資者の意思決定権が将来においてのみ発生する活動に関連している場合、当該投資者は、現時点でパワーを有していることになるでしょうか。

X社とY社が、有料道路を建設し運営するために新会社を設立しました。X社は、建設に2年かかると見込まれる有料道路の建設を担当します。Y社は、その後の有料道路事業の運営に関するすべての事項についての権限を有します。X社は、建設を担当し、現時点で必要な意思決定を行う権限を有していますが、この建設中にY社が当該新会社に対するパワーを有することになる可能性はあるでしょうか。

#### 解答

Y社は、意思決定権を行使できないとしても、現時点でパワーを有している可能性があります。投資先のリターンに最も重要な影響を及ぼす活動を指図する能力を有する投資者が、投資先に対するパワーを有しています(IFRS第10号B13項)。IFRS第10号B13項設例1における要件を適用し、以下の事項を考慮することになります。

- (a) 投資先の目的および設計
- (b) 投資先の利益マージン、収益、および価値を決定する要因。たとえば、道路建設が、国の道路管轄当局の監督下に置かれている場合があります。X社は、政府の監督の下で道路建設工事を請け負い、監査を受けることを条件に、そのコストと所定の割合のマージンを回収します。当該マージンは、X社に流れる予定の通行料金の調整を通じて回収され、それによりX社は通行料が生み出すキャッシュ・フローに対する第一請求権を有することになります。Y社は、維持管理などの有料道路事業の運営を行い、す

べての営業費用(X社への支払いを含む)支払後の企業における残余資金に相当する管理報酬を請求できます。Y社は、通行料金を決定する能力を有しています。その一方で、取決めによって、政府が予想収益にほとんど変動がなく請求できるよう通行料金を規制しますが、有料道路の建設方法については投資先により多くの自由裁量を与え、投資先のキャッシュ・フローの純額をX社とY社とで同額分配するよう定めることができます。

- (c) (b)の要因に関する各投資者の意思決定権限から生じる投資先のリターンへの影響
- (d) リターンの変動性に対する投資者のエクスポージャー

#### 質問A2 — パワーの再判定

投資者は、どのような場合に支配の再判定を行う必要があるでしょうか。

以下の点を除き、質問A1と同じ事案を仮定します。

- 2年が経過し、有料道路が完成している。
- Y社は破産し、X社が有料道路事業の運営を引き継ぎ、当該事業の運営の継続について政府の道路運輸当局と協議中である。

X社は、このような状況において、投資先の支配を有しているか否かを再判定する必要があるでしょうか。

#### 解答

はい。パワーの要件に影響を及ぼす変化があるため、X社は、再判定を行う必要があります(IFRS第10号B80項)。

#### 質問A3 — 企業の設立時に行われた意思決定が関連性のある活動とされる可能性があるか

債券への投資を目的に、組成された企業(SE)がスポンサーである銀行によって設立されました。SEのリターンに最も重要な影響を及ぼす活動は、債券の選定プロセスです。当該債券の選定は、SEの設立時にスポンサーである銀行によって行われており、設立文書には、追加の債券購入はできないと記載

されています。このため、SEの設立後に債券の選定に関する意思決定が求められることはありません。

スポンサーである銀行は、SEが投資する債券を選定するパワーという理由のみをもって、SEに対するパワーを有しているといえるでしょうか。

### 解答

このシナリオでは、資産の選定自体によって、スポンサーである銀行がパワーを得る可能性はほとんどないといえます。債券を入れ替えることはできず、債券を選定するパワー（関連性のある活動）は、SEの設立時に消滅しています。ただし、スポンサーである銀行によるSEの設計に対する積極的な関与は、当該銀行がパワーを得る機会を有していたことを示すものといえます。SEに対するパワーを銀行が有しているかどうかを判断するためには、SEに関連するすべての契約上の取決めおよび他の関連するすべての事実や状況を慎重に評価する必要があります（IFRS第10号B51項）。なお、パワーは、将来の事象に左右される権利から生じる場合もあります（質問A7を参照）。

## パートII:潜在的議決権

### 質問A4 — オプションの保有者が行使する実際上の能力を有していない場合に当該オプションがパワーを与える可能性があるか

投資者であるX社とY社は、製造会社（「投資先」）の株式をそれぞれ30%と70%所有しています。投資先は、議決権によって支配されており、Y社が特許を持つ特定の製品を製造し、現在はY社によって運営されています。X社は、Y社が保有する投資先の株式に対して、アウト・オブ・ザ・マネーのコール・オプションを有しています。Y社が当該コール・オプションを行使する場合、両当事者間の契約条件に違反していないか、または、破産していない限り、投資先が使用する特許がY社に戻されます。投資先は、Y社の特許がなければ当該製品を製造できず、この特許は他の特許で代替できません。いずれの当事者も、コール・オプションを行使する予定はありません。このコール・オプションの目的は、例外的な状況において、X社が投資先の支配を獲得できるようにすることにあります。このようなオプションは、X社に、投資先に対するパワーを与えることになるでしょうか。

### 解答

X社が保有するオプションが実質的なものとみなされる可能性は低いといえます。X社によるコール・オプションの行使を妨げる実質的な運営上の障害があります。さらに、X社は、上記の1つ以上の事象が生じない限り、当該コール・オプションの行使から便益を得ることはありません。このコール・オプションの設計からは、当該コール・オプションの行使は意図されていないことが示唆されています（IFRS第10号B48項）。そのため、このオプションがX社にパワーを与える可能性は低いといえます。

### 質問A5 — オプションの保有者が行使する財務能力を有していない場合に当該オプションがパワーを与える可能性があるか

投資者であるX社とY社は、議決権によって支配されている会社（「投資先」）の株式をそれぞれ30%と70%所有しています。X社は、Y社の保有する投資先の株式に対して現在行使可能なイン・ザ・マネーのコール・オプションを有しています。しかし、X社は財政難に陥っており、オプションを行使する財務能力はありません。一方、投資先には利益が出ています。このオプションは、X社に、投資先に対するパワーを与える可能性があるでしょうか。

### 解答

現在行使可能なイン・ザ・マネーのオプションは、その保有者にパワーを与える可能性があります。X社は、第三者から資金を調達せずには自身でオプションを行使できないか、または、オプションを行使したとしても、投資先に対する持分を即時に転売する可能性があります。X社がオプション自体を売却するか、あるいは、オプションの行使から経済的利益を享受することができる場合、当該オプションは投資先に対するパワーを与えることになります。アウト・オブ・ザ・マネーのオプションは、保有者による行使を妨げる重要な障害があることを意味する可能性があります[IFRS第10号B23項(c)]。このため、保有者がオプションの行使から便益を享受する可能性がない場合、当該オプションは、通常、実質的なものとはなりません。

このように、オプションの目的および設計も考慮する必要があります（IFRS第10号B48項）。

### 質問A6 — オプションがアウト・オブ・ザ・マネーの状態にある場合に当該オプションがパワーを与える可能性があるか

投資者であるX社とY社は、議決権によって支配されている企業(「投資先」)の株式をそれぞれ30%と70%保有しています。X社は、Y社の保有する投資先の株式に対して、現在行使可能なアウト・オブ・ザ・マネーのコール・オプションを有しています。このオプションは、X社に、投資先に対するパワーを与える可能性があるでしょうか。

#### 解答

はい。そのようなオプションは、実質的であると判定される場合、X社にパワーを与える可能性があります。この判定には、すべての事実および状況に基づく判断が必要となります。関連性のある考慮事項は、以下のとおりです。

オプションが実質的であるためには、X社は、オプションの行使から便益を享受していなければなりません(IFRS第10号B23項(c))。このオプションは、アウト・オブ・ザ・マネーの状態にあるため、潜在的議決権が実質的でないことを示している可能性があります(IFRS第10号B23項(a)(ii))。ただし、アウト・オブ・ザ・マネーの状態であってもX社がオプションの行使から便益を享受する場合があります。X社は、コール・オプションの行使によりシナジーなどの他の便益を得られることがあり、また、オプションの行使から、全体として、便益を享受する場合があります。このような状況にある場合、オプションは実質的である可能性が高いといえます(IFRS第10号B23項(c))。

### パート III: 組成された企業

組成された企業とは、誰が企業を支配しているのかの決定に際して、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業です(IFRS第12号付録A)。このような企業には、いずれの投資者がパワーを有しているかを判定するために、IFRS第10号B51項からB54項までの要件を適用する必要があります。

多くの組成された企業は、設立後に継続的な意思決定を行う必要がないなど、「自動操縦」により運営される場合があります。パワーを必要とする重要な意思決定事項がないように見えるため、そのような企業について、パワーの判定を行うことが困難な場

合があります。

IFRS第10号第10項は、支配を有するために、投資先の関連性のある活動を指図する現在の能力を有することを投資者に要求しています。企業の設立後に行うべき意思決定が存在しない場合、いずれの投資者もそのような「指図する現在の能力」を有しておらず、したがって、誰も投資先を連結しないこととなります。ただし、以下に記載した事項を含むすべての関連性のある要因を考慮し、慎重にこの判定を行わなければなりません。PwCは、そのような企業は稀であると予想しています。

支配の判定を行う際には、組成された企業の目的と設計を考慮する必要があります。組成された企業の目的および設計への関与は、それ自体ではパワーをもたらしません、誰がパワーを有する可能性があるかを示唆する場合があります(IFRS第10号B17項およびB51項)。

契機となるような事象(たとえば、受取債権の支払不履行や組成された企業が保有する担保の格下げなど)が発生した場合にのみリターンに重要な影響を及ぼす意思決定が必要となる場合、契機となるような事象が生じる可能性が低いかどうかにかかわらず、誰がパワーを有しているかを決定する際に、それらの意思決定を考慮する必要があります。当該意思決定には、企業の目的および設計、ならびに移転することを意図していたリスクを考慮しなければなりません。たとえば、ピークルの設立時に支払不履行の可能性がほとんどないとしても、組成された企業が債券の信用リスクのエクスポージャーを投資者に与えるために設立されている場合、支払不履行となった債券の管理に関する意思決定は、関連性のある活動となる可能性がより高くなります。

契約以外によるパワーが存在する可能性も考慮する必要があります。関連性のある活動に関する意思決定が実務上どのように行われているかを評価することが重要になります(IFRS第10号B18項)。

投資先が投資者との間で何らかの形態の「特別な関係」を有する場合、そのような関係の存在も投資者がパワーを有していることを示す可能性があります(IFRS第10号B19項)。

投資先の設立時に設定された契約上の取決め(コールの権利、プットの権利、清算権など)も考慮する必要があります。これらの契約上の取決めが、投

資先に密接に関連した活動に関係している場合には、投資先に対するパワーの決定に際して、これらの活動を関連性のある活動として考える必要があります (IFRS第10号B52項)。投資者は、投資先が設計どおりに運営されることを確保する明示的または黙示的なコミットメントを有している場合、関連性のある活動に対するパワーを有していることを示す可能性があります。このようなコミットメントは、リターンの変動性に対する投資者のエクスポージャーを増大させ、投資者がパワーを得るのに十分な権利を獲得するインセンティブも増大させる場合があります (IFRS第10号B54項)。

さらに、投資者が、リターンの変動性に対して不釣り合いに大きなエクスポージャーを有している場合、そのエクスポージャーからの損失を防ぐためのパワーを得るインセンティブを有していることとなります。そのため、パワーを有しているかどうかを判定するために事実や状況を慎重に検証する必要があります (IFRS第10号B20項)。

#### 質問A7 – 偶発的なパワー

偶発事象の発生時にのみ意思決定を行うことができるが、現時点ではいかなる意思決定も行うことができない場合に、投資者がパワーを有している可能性はあるでしょうか。

#### 解答

このような場合、投資者がパワーを有している可能性があります。投資者が将来事象の発生時にのみ生じる活動を指図できる場合、その事象の発生前であってもこのパワーを考慮する必要があります (IFRS第10号B13項; IFRS第10号設例1)。偶発事象が発生しなければ意思決定が要求されないか、または、認められない場合、偶発的なパワーは、そのような組成された企業を誰が支配しているかを判定する上での主要な考慮事項になります (IFRS第10号B53項)。偶発的なパワーは必ずしも防御的なものばかりではありません (IFRS第10号B26項)。

#### 質問A8 – 風評リスクが支配をもたらす可能性はあるか

ある銀行が、予め指定した金融資産を取得し保有するため、また、資産担保証券を投資者に発行するために、組成された企業(SE)を設立しています。当該銀行は、SEの設立後は、SEに対して、さらなる持分や意思決定の権限を有していません。ただし、SEが破産すれば銀行の評判は悪化します。当該銀行は、そのような状況では、何ら義務がないとしても、自らの評判を守るために、SEへの財務的支援の提供を検討することになります。このような風評リスクは、支配に関する結論にどのように影響するでしょうか。

#### 解答

風評リスクへのエクスポージャーは、SEが設計どおりに運営されるようにするための銀行による黙示的なコミットメントを生じさせる可能性があります。しかし、それだけでは銀行がパワーを有していると結論付ける証拠にはなりません (IFRS第10号B54項)。銀行は、SEの設計や設立にも関与していましたが、この考慮事項もパワーを有していると結論付ける証拠をもたらすものではありません (IFRS第10号B51項)。パワーに関するその他の指標が存在しない場合、当該銀行がSEを支配している可能性は低いといえます。一般に、風評リスクに対するエクスポージャーは連結の適切な根拠とはなりません (IFRS第10号BC37項)。

銀行が支配しているかどうかを決定するためには、すべての事実や状況を慎重に検証する必要があります。風評リスクに対するエクスポージャーを有することだけでは、支配をもたらすのに十分ではありませんが、変動リターンへの投資者のエクスポージャーを増大させる可能性があり、したがって、パワーを与えるのに十分な権利を獲得するインセンティブをもたらす可能性があります (IFRS第10号BC39項)。

## セクション B – 変動性に対するエクスポージャー

投資者が支配の要件を満たして投資先を連結する前に、投資者は投資先の変動リターンに対するエクスポージャーを有していなければなりません (IFRS 第10号第7項)。IFRS 第10号における「変動リターン」は、幅広い概念となっています。IFRS 第10号は、配当から、規模の経済、コストの節減、税務上の便益、将来の流動性に対するアクセス、および独占的な知識へのアクセス獲得に至るまで幅広い例を提示しています (IFRS 第10号B56項、B57項)。固定金利や固定の業績報酬であっても、回収可能額が投資先の業績に依存し、投資者を投資先の信用リスクに晒すことになるので、「変動」リターンとみなされます。

IFRS 第10号第7項(b)の要件を満たすためには、投資者による投資先への関与は、投資先に変動性を提供するものではなく、投資先から変動性を吸収するものである必要があります (IFRS 第10号BC66項、BC67項)。たとえば、ある当事者が投資先から通常の金利で借入を行う場合、その当事者は、自身の信用リスクからの変動性を投資先に提供しているといえます。したがって、投資先に対する他の関与がなければ、投資者は、投資先からの変動リターンに晒されていないことになります。反対に、投資先の普通株主は、投資先の残余リターンの変動を吸収することになります。したがって、当該株主は変動リターンに晒されている(変動性を吸収している)ことになります。

### 質問B1 – どのような金融商品が投資先の変動性を吸収し、どのような金融商品が投資先の変動性を生み出すことになるか

#### 解答

ある金融商品が変動性を生み出すものであるか、吸収するものであるかは、必ずしも明らかではありません。PwCは、一般に、下記Iに記載した金融商品は投資先の変動性を吸収し、下記IIに記載した金融商品は投資先の変動性を生み出すものであると見込んでいます。

I. 一般に、投資先の変動性を吸収し、したがって、その保有者の変動リターンに対するエクスポージャーの程度が十分に大きく、かつ、IFRS 第10号の他のテストを満たす場合には、その保有者が投資先を連結することになる可能性のある金融商品

- 投資先が発行した資本性金融商品
- 投資先が発行した負債性金融商品 (固定金利か変動金利かを問わない)
- 投資先に対する受益持分
- 保有者による投資先の負債に関する保証 (当該保証により投資者は損失を被ることを防ぐことができる)
- 投資先に提供される流動性コミットメント
- 投資先の資産に関する価値の保証

II. 一般に、投資先に変動性を提供し、それ自体は保有者に変動リターンを与えず、その保有者が投資先を連結することにはならない金融商品

- 投資先に対する未払金
- 投資先が所有していない資産の購入または売却のために投資先が締結した先渡契約
- 指定価格で資産を購入するために投資先が保有するコール・オプション
- 投資先によって売建てられたプット・オプション (損失のリスクを投資先に移転)

### 質問B2 – 企業との契約が変動性を生み出すか、それとも変動性を吸収するか

組成された企業 (SE) は、優良国債をC2百万保有しています。SEは、次のような条件の契約を締結しています。すなわち、SEは、契約の相手方であるA社からの前払のプレミアムと引き換えに、A社に対して、関連のない会社 (Z社) が発行した特定の負債性証券に支払不履行があった場合にC2百万を支払うことを合意しています。SEは、他に資産または負債を有しておらず、投資者から資本性投資による資金調達を受けています。

SEは、A社と契約を締結し、特定の負債性金融商品に関するZ社の支払不履行による損失からA社を保護し、SEの投資者にZ社の信用リスクのエクスポージャーを与えることを目的として設立されました。

Z社が特定の負債性金融商品の支払不履行に陥っ



た場合、A社は、潜在的にSEの信用リスクに晒されることとなります。このことは、A社が、購入したクレジット・デフォルト・スワップを通じてSEの変動リターンに対するエクスポージャーを有していることを意味することになるでしょうか(IFRS第10号第7項(b))。

### 解答

はい。A社は、SEの信用リスクに対する潜在的なエクスポージャーを通じて、SEの変動リターンに対するエクスポージャーを有しています。ただし、この信用エクスポージャーは、国債の質を考えると、Z社の信用リスクに比べて小さい可能性が高いといえます。加えて、SEは資本投資者によって資金調達されており、他の負債を有していないため、A社が潜在的に晒されている信用リスクは低減されています。当該契約は、SEが変動性を吸収しているというよりも、SEに変動性を提供している可能性が高く、自ずと、A社がSEを連結することになる可能性は低くなります。

さらに、SEの目的と設計は、Z社の信用リスクをSEに移転することであり、国債に対するSEのエクスポージャーをA社に移転することではありません。このような目的と設計は、A社との契約が主としてSEにリスクを移転するよう設計されているという結論を裏付けることとなります。

したがって、当該契約によってA社がSEを連結することになる可能性は低いといえます。

### 質問B3 — 支配の判定に際して投資者が見べき資産は何か

会計上の目的で企業が計上している資産は、必ずしも企業が法的に所有する資産と対応するとは限りません。支配の判定は、会計上の資産を考慮するか、または法律上の資産を考慮するかによって異なる可能性があります。企業は、会計上の資産または法律上の資産に焦点を当てるべきでしょうか。あるいは何か他のものに焦点を当てるべきでしょうか。

売手は、元本C100の受取債権に対する法的権利を、組成された企業(「買手SE」)に譲渡しています。買手SEは、現金C93を支払い、受取債権の元本C93を超える額を回収した場合に、売手にその超過額を支払うことに合意しています。そのため、売手は依然として、C7を上限として、受取債権が全額回収されないリスクに晒されていることとなります。IAS第39号では、この繰延べられた対価C7によって生

じたエクスポージャーにより、売手が受取債権のほとんどすべてのリスクと経済価値を留保していると評価されることとなります。したがって、IAS第39号により、売手は、それらの受取債権の認識の中止を行うことができません。またそれに対応して、買手SEは、それらの受取債権を認識できません(IAS第39号AG50項)。代わりに、買手SEは、売手に対する受取債権を計上することとなります。

法的な観点からは、買手SEは、原資産である受取債権を100%所有しており、売手は、そのうちC7のエクスポージャーを有しています。会計上の観点からは、買手SEは、売手に対する受取債権を有しています(すなわち、売手は、買手SEにとっての債務者であり、したがって、買手SEの変動性には晒されていません)。

IFRS第10号によって支配を判定する目的上、売手が買手SEの変動性に対するエクスポージャーを有しているでしょうか。

### 解答

はい。売手は、買手SEの変動性に対するエクスポージャーを有しています。

IFRS第10号は、企業の目的と設計の考慮を要求しています(IFRS第10号B5項)。これには、投資先が晒されるように設計されているリスク、投資先に関与している当事者に移転するように設計されているリスク、および投資者がそれらのリスクの一部または全部に晒されるかどうかについての考慮も含まれています(IFRS第10号B8項)。

したがって、買手SEが晒されているリスク、および買手SEが投資者に移転するリスクを考慮する必要があります。このリスクに関する評価は、買手SEの経済的なリスクの評価に基づき行う必要があります。

経済的に、買手SEは、受取債権のすべてのリスクに晒されていますが、それらのリスクの一部は対価を繰り延べる仕組みを通じて買手に移転されます。このため、売手は、買手SEの変動性に晒されることとなります。売手は買手SEの信用リスクにも潜在的に晒されています(たとえば、買手SEは受取債権から全額を回収するものの、予見できない状況により、最後のC7を売手に支払うことができない場合)。

## セクションC—本人か代理人かの分析

特定の意思決定者の場合、自らの便益のためではなく、他の当事者に代わってその意思決定に関するパワーの行使を義務付けられていることがあります。IFRS第10号では、このような意思決定者を、他の当事者(「本人」)に代わって行動する「代理人」とみなしています。本人が投資先に関するパワーの一部を代理人に委任することがありますが、代理人が本人の代わりにそのパワーを行使する場合には、代理人は投資先を支配していないことになります(IFRS第10号B58項)。パワーは通常、代理人ではなく本人が有しています(IFRS第10号B59項)。本人が複数いる場合がありますが、その場合には、それぞれの本人が投資先に対するパワーを有しているかどうかを判定する必要があります(IFRS第10号B59項)。代理人は投資先を支配しておらず、したがって、投資先を連結することはありません。

意思決定者と投資先に関与する他の当事者との間の全体的な関係は、意思決定者が代理人として行動しているかどうかを判定するために評価しなければなりません。基準では、以下のような考慮すべき特有の要因を示しています。

- 単一の当事者が理由なしに意思決定者を解任できる場合、意思決定者は代理人である(IFRS第10号B65項)。
- 意思決定者の報酬が通常の市場条件以外の場合、意思決定者は代理人にはなり得ない(IFRS第10号B69項からB70項)。
- 投資先に対する意思決定者権限の範囲が広く、意思決定者がパワーを有している可能性があることを示している場合。または、権限の範囲が狭く、逆を示す場合(IFRS第10号B62項からB63項)。
- 他の当事者が保有する実質的な権利が、意思決定者が代理人であることを示す場合(IFRS第10号B63項からB67項)。
- 意思決定者の報酬の規模と変動性が、他の代理ではなく、自身のために行動していることを示す場合(IFRS第10号B68項)。
- 同様に、投資先への他の関与により生じるリターンに対する意思決定者のエクスポージャー

の規模と変動性が、他の代理ではなく、自身のために行動していることを示す場合(IFRS第10号B71項からB72項)。

### 質問C1 — 本人の判定

IFRS第10号B59項は、「本人が複数いる場合には、それぞれの本人がB5項からB54項の要求事項を考慮して、投資先に対するパワーを有しているかどうかを検討しなければならない」と記載しています。

意思決定者(ファンド・マネージャー)は、自らが運用している複数の投資者がいるファンドに関して、代理人であると判定されています。この場合、いずれの投資者(もしあれば)がファンドを連結すべきかを判定する際に、何を考慮する必要がありますでしょうか。

投資者A、BおよびCは、外部のファンド・マネージャーが管理しているファンドに対してそれぞれ15%、30%および55%を投資しています。ファンド・マネージャーは、投資の意思決定を行うための広範なパワーを有しており、投資者がその意思決定を指図したり、拒否したりすることはできません。ファンド・マネージャーの解任は、3名の投資者による全員一致の投票によってのみ行うことができます。IFRS第10号に基づき、このファンド・マネージャーは代理人であると判定されています。

投資者A、BまたはCがファンドに対してパワーを有しているか検討する場合に、ファンド・マネージャーの意思決定に関するパワーを投資者自身に帰属させる必要があるでしょうか。

### 解答

代理人が投資先を支配することはありません(IFRS第10号B58項)。上記のファンド・マネージャーは、ファンドを支配しておらず、主として、他の投資者(本人)のために行動しています。

ただし、代理人とは「他の当事者(本人)に代わってその便益のために行動することを主とする当事者である」とされていますが、これは必ずしも本人のうちいずれか1人が企業を支配していることになるということの意味するものではありません。

本人が複数いる場合には、それぞれの本人が、連

結の枠組みにおけるすべての要因、すなわち、パワー、変動リターンに対するエクスポージャー、およびリターンに影響を及ぼすパワーを用いる能力を考慮して、投資先に対するパワーを有しているかどうかを検討する必要があります (IFRS第10号B59項)。

たとえば、ファンドが多く、広範囲に分散した投資者 (すべて少額の投資を保有) で構成されており、それらの投資者がファンド・マネージャーを解任する、もしくはファンドを解散させる実質的な権利を有しておらず、また、ファンド・マネージャーが行う意思決定を指図する実質的な権利も有していない場合、いずれの投資者も支配を有していないこととなります。

反対に、単一の投資者がファンドに対して大きな投資を行っており、他の投資者が分散していて、その投資者がファンド・マネージャーの解任またはその意思決定の指図を行う実務上の能力を有している場合、当該投資者がパワーを有し、ファンドを支配している可能性が高くなります。

したがって、上記の事案では、投資者はファンド・マネージャーの意思決定権を投資者自身に帰属させる必要はありません。ファンド・マネージャーは3名の投資者すべての代理人であるといえます。代理人は複数の本人のために行動しているため、それぞれの本人が、パワーを有しているかどうかを検討しなければなりません (IFRS第10号B59項)。いずれの投資者もファンド・マネージャーを指図したり、解任したりする一方的なパワーを有していません。そのため、いずれの投資者もファンドの関連性のある活動を指図する能力を有していません (IFRS第10号B9項)。

### 質問C2 — 年次ベースの再任の要求は実質的な権利であるとみなされるか

他の当事者が保有している実質的な解任権は、意思決定者が代理人であることを示す場合があります。年次ベースで意思決定者を再任する要求は、実質的な解任権の例といえるでしょうか。

ファンドXは、ファンド・マネージャーによって管理されています。ファンド・マネージャーは、ファンドXの取締役会が毎年指名することが要求されています。取締役会のメンバー全員がファンド・マネージャーから独立しており、他の投資者によって任命されています。このファンドの管理業務は、この業界における他のファンド・マネージャーが行うことができま

す。事実上、年次ベースでの指名の要求は、必要ときに取締役会にファンド・マネージャーを交代させる仕組みを提供するものです。この毎年の指名の要求は、実質的な解任権となるでしょうか。

### 解答

はい。そのような要求は、実質的な解任権である可能性が高いといえます (IFRS第10号設例14C)。ファンド・マネージャーが代理人か否かを判定するためには、ファンド・マネージャーは、報酬や他の変動リターンへのエクスポージャーを含む関連する他の要因とともに、この解任権も考慮する必要があります。

### 質問C3 — 1年の通知期間が要求される解任権が実質的な解任権となるか

ファンドXは、ファンド・マネージャーによって管理されており、ファンドXの取締役会は1年の通知期間によりこのファンド・マネージャーを解任することができます。取締役会のメンバー全員がファンド・マネージャーから独立しており、ファンドXの投資者 (大部分がファンド・マネージャーから独立している) によって任命されています。このファンドの管理業務は、この業界における他のファンド・マネージャーが行うことができます。1年間の通知期間の要求を考慮する場合に、この解任権は実質的であるといえるでしょうか。

### 解答

PwCは、限定的な期間でのアセット・マネージャーの積極的な任命 (質問C2を参照) は、通知期間を伴う行使可能な解任権を含む無期限の契約とは異なると考えています。再任権は、アセット・マネージャーの業績を積極的に考慮する仕組みを生じさせることとなりますが、解任権は、アセット・マネージャーのサービスが不満足であるとされた時点でのみ行使されます。アセット・マネージャーが1年間任命される場合、そのサービスが任命された初日に不満足とはならないと仮定することができます。PwCは、長期の通知期間は解任権の行使に対する障害となる可能性があるため、1年の再任権は、1年の通知期間よりも実質的である可能性がより高くなると考えています。

実質的な権利に関するガイダンスは、通知期間を考慮する際に関連します。本人か代理人かの決定に関して、アセット・マネージャーが通知期間の影

響を評価する際に聞くべき質問には、以下のようなものがあります。

- 通知期間の長さはどのくらいか
- 通知を与えることのできる期間は短期間しかないか
- 通知期間中に行われた決定がファンドのリターンに重要な影響を及ぼすか

#### 質問C4 — 中間持株会社はその親会社の代理人であるといえるか

Parentの全額出資子会社であるHoldcoは、事業会社Opcoの100%を保有しています。Holdcoは、Opcoに対する投資の保有を唯一の事業目的としています。Holdcoは、上場債券を発行しており、国内法により、IFRSに準拠した連結財務諸表を作成することが要求されています。

以下のいずれかの場合、HoldcoはParentの代理人、または事実上の代理人である(したがってOpcoを支配していない)といえるでしょうか。

- ParentとHoldcoは、同一の取締役を有している。
- Holdcoの取締役は、Parentの従業員である。
- Holdcoは、Parentの決定に完全に従って行動することを契約上義務付けられている信託会社によって管理されている。

#### 解答

いいえ。意思決定者は、別の当事者により意思決定権限を委任された場合にのみ代理人または事実上の代理人となります。IFRS第10号B59項には、「投資者は、ある特定の事項又はすべての関連性のある活動について代理人に意思決定権限を委任する場合があります。投資者が投資先を支配しているかどうかを判定する際に、投資者は、代理人の意思決定権を投資者が直接保有しているものとして扱わなければならない。」と記載されています。

Holdcoは、Opcoに対する株式を保有し、それにより与えられた議決権によるパワーを通じて、Holdcoの経営者がOpcoの方針を指図することができるので、上記の3つのシナリオすべてにおいてOpcoを直接支配しています。Parentによる代表やHoldcoの統治機関の支配の程度にかかわらず、Opcoへの直接

投資とOpcoに対するパワーの双方とも企業であるHoldcoが保有しています。Holdcoを統治するいかなる当事者も、Holdcoの代表者になることによりこのパワーにアクセスでき、同様に、Holdcoを所有するいかなる当事者も、Holdcoを通じてOpcoのリターンにアクセスできることになります。

Opcoに対するパワーは当初からParentではなくHoldcoに帰属しているため、Parentは、Holdcoにいかなるパワーも委任していません。したがって、HoldcoはParentの代理人ではありません。また、Holdcoは、Opcoのリターンの変動性に晒されているため、HoldcoはOpcoを連結する必要があります。

#### 質問C5 — 事実上の代理人としての従業員

報告企業の従業員が、投資先の経営者としての役割を引き受ける場合があります。経営幹部(KMP)の役割を担う従業員は、報告企業の投資先との関係において報告企業の事実上の代理人とみなされることになるでしょうか。

X社は、ファンドを管理しており、ファンドに対する完全な意思決定権限を有しています。X社は、一定の条件が満たされた場合に運用ファンドの持分を受け取るにより、業績に基づく報酬をKMPに与えます。また、X社は、KMPの現金賞与の一部について、ファンドに直接投資することを要求しています。KMPは、自己資金をファンドに投資することもできます。X社は、ファンドに対する直接の持分を有していません。

X社はファンドに対する直接の持分を有していないため(経営者報酬を除く)、変動リターンに対して重要なエクスポージャーを有していないことを示唆している可能性があります。しかし、KMPは、X社のためにその持分を実質的に保有している可能性があります。ファンドに投資するKMPの権利は報酬の形式をとっていることがあり、その場合、X社に対して間接的な便益を提供しているといえます。これは、変動リターンに対するエクスポージャーの要件(IFRS第10号7(b)項)と支配に関する本人か代理人かの分析(IFRS第10号第7項(c)、B74項)の両方に影響を及ぼします。

KMPは、X社の事実上の代理人として行動しているでしょうか。

## 解答

以下を評価するために判断が必要となります。

- (a) KMPがX社のためにその投資を使用する可能性があるかどうか
- (b) その投資は、KMPの個人資産であって、報告企業がそれらに対してパワーを有していないかどうか

この判断は、たとえば、以下の事実や状況に基づいて行う必要があります。

- 社内におけるKMPの地位
- KMPがそのような投資を保有している理由
- それらの持分の権利が確定しているかどうか（および、KMPはその投資を止めたり維持したりできるかどうか）
- それらの持分は、X社が与えたのか、それともKMPが自己資金を使って購入したのか
- KMPによるX社の承認なしに行う持分の譲渡に対する制限
- KMPが実務上どのようにその投資に関する投票を行っているか

KMPが事実上の代理人である場合には、X社がファンドを連結すべきかどうかを判定する際に、KMPの保有持分をX社に帰属させることになります。

### 質問C6 — 意思決定者が市場価格で報酬を受け取る場合にそれが意思決定者が代理人であることを意味するか

ファンド・マネージャー（「FM」）は、管理している株式ファンドに対して広範な投資に関するパワーを与えられています。このファンド・マネージャーはファンドの純資産価値の2%の年間報酬を受け取っており、これは類似のファンドの報酬体系と整合しています。

このファンド・マネージャーは、市場価格による報酬を受け取っているにすぎないという事実により、ファンドの投資者の代理人であり、したがって、ファンドを支配していないと結論付けることができるでしょうか。

## 解答

いいえ。この根拠だけではファンド・マネージャーが代理人であると結論付けることはできません。

この場合、IFRS第10号の他の要因も考慮しなければなりません。たとえば、ファンド・マネージャーがファンドに対する直接投資を保有している場合、それを考慮する必要があります（IFRS第10号B71-72項）。ファンド・マネージャーは、投資先のリターンに対する報酬の規模や潜在的な変動性を考慮する必要があります（IFRS第10号、B68項、B72項）。アセット・マネージャーは、ファンドのリターンが非常に低い場合、関係上の目的から、その報酬の減額を選択する場合があります。これにより、他の投資者のリターンを保持することになり、事実上、ファンド・マネージャーのリターンの変動性を高めることになります。IFRS第10号設例13から設例16では、このようなエグゼクティブの評価方法に関するガイダンスを提供しています。

ファンド・マネージャーが、提供するサービスに見合っていない報酬体系を採用しており、報酬契約が、独立第三者間取引条件で交渉される類似のサービスおよび技量の水準に関する取決めにおいて通常示されるような契約条件や金額のみを含んでいない場合、そのファンド・マネージャーは本人となります（IFRS第10号B69項）。ただし、その逆は成立しません。すなわち、報酬が市場に基づいているという事実だけでは、ファンド・マネージャーが代理人であると結論付けるのに十分ではありません（IFRS第10号B70項）。しかし、市場に基づく報酬を受け取っており、ファンドに対する直接の持分を有していないファンド・マネージャーは、代理人である可能性が高いといえます。

## セクションD—サイロ

IFRS第10号B76項では、企業の一部を、連結上、「別個とみなされた事業体」(または「サイロ」とみなすべき状況について説明しています。企業の一部がサイロを構成している場合、サイロに対する支配は、企業の残りの部分とは別個に評価する必要があります(IFRS第10号B78項、B79項)。

IFRS第10号B77項では、企業の一部をサイロとみなすべき要件を定めています。IFRS第10号B77項は、「投資者は、次の条件を満たしている場合に、かつ、その場合にのみ、投資先の一部を別個の事業体とみなして扱わなければならない」と規定しています。

「投資先の特定の資産(及び関連する信用補充)が、投資先の特定の負債又は投資先に対するその他の特定の持分に関する唯一の支払財源である。その特定の負債を有する者以外は、その特定の資産又はその特定の資産からの残余キャッシュ・フローに関する権利又は義務を有していない。実質上、特定の資産からのリターンを投資先の残りの部分で使用することはできず、別個とみなした事業体の負債は投資先の残りの部分の資産からは支払われない。このため、実質上、その別個とみなした事業体の資産、負債及び資本がすべて、投資先の全体から隔離されている。このような別個とみなした事業体は、しばしば「サイロ」と呼ばれる。」

上記のB77項は、サイロの資産と負債に隔離(ring-fence)が存在するかどうかの検討を求めています。実務上、このような隔離は絶対的なものではなく、偶発事象の発生時に破棄される場合があります。そのような破棄が、サイロの定義を満たさなくなるかどうかについて疑問が生じます。

起こりそうにない商業的実質のないシナリオでのみ破棄が生じる可能性がある場合、PwCは、IFRS第10号B77項の「実質的に」という用語は、形式よりも実質を重視する必要があることを示していると考えており、IFRS第10号では、そのような場合であっても、サイロは存在することになります。

しかし、IFRS第10号B77項における「満たしている場合に、かつ、その場合にのみ」という用語や「唯一の支払財源」という用語はまた、商業的実質のないものとしての破棄に関する非常に高いハードルを示

唆しています。PwCは、発生の可能性の低い事象が真の目的のために導入されている場合には、商業的な実質を有している可能性があると考えています。これは、とりわけ、その条項の存在が、投資者が投資の意思決定を行う際に考慮した要因である場合に示唆されることとなります。

こうした状況でサイロが存在するかどうかという問題は、事実と状況に基づく判断を要求することになります。

### 質問D1 — 保護されていない保険会社の部門がサイロとなるか

保険会社であるC社は、業務の通常の過程におけるC社の他の資産や負債とは隔離された資産および保険負債を保有する別個の「部門(cell)」を会社内に設定しました。この部門は、別個の法人格のある企業でなく、X社の法的形態の中に存在します。

外部の投資者であるE社は、C社の残り(部門以外)の部分に対する持分を有していませんが、この部門の残余リターンのすべてに晒されています。この部門の設定目的は、保険負債に伴う保険リスクをE社に移転することです。

当該部門は、通常の業務の過程におけるC社の残りの部分から隔離されていますが、この隔離は、部門における保険の損失がその資産を上回り、E社が追加の損失に対して資金提供できない場合に破棄されることとなります。その場合、E社が資金提供できない保険負債をカバーするために、C社は資産を投入しなければなりません。このような損失は、発生する可能性はありますが、その可能性はほとんどない(remote)と考えられています。

この部門は、IFRS第10号B77項におけるサイロを構成しているでしょうか。

### 解答

いいえ。この部署はサイロを構成していません。この隔離は、可能性がほとんどない保険の損失によってのみ破棄されるものですが、それは、この構造を設定することで保護しようとしたリスクの一部である偶発事象です。したがって、そのようなシナリオの発生を実質的ではないものとみなすことはできません。

ん。そのようなシナリオにおける隔離の破棄は、この部門をサイロとみなすことを妨げることになります。

#### 質問D2 – アンブレラファンドのサブファンドはサイロとなるか

アンブレラファンド(UF)は、2つのサブファンド(SF1およびSF2)を設定しています。これら3つのファンドは、法人格のある同一の企業の中に存在していますが、各ファンドの資産は、通常の営業過程において、他のファンドによる請求から保護されています。ただし、SF1またはSF2のいずれかが、ファンドの投資者ではない当事者の負債(たとえば、税金負債または規制上の賦課金に関する負債)の支払不履行となった場合、この保護は破棄されます。その種の支払不履行が発生した場合、関連する債権者は、法的な企業の残りの資産すべてから支払の回収を求めることができます。このような支払不履行の事象は、発生する可能性はありますが、その可能性はほとんどない(remote)と考えられています。

UF、SF1、およびSF2は、IFRS第10号B77項におけるサイロを構成しているでしょうか。

#### 解答

この事案では、サブファンドがサイロとなる可能性は低いといえます。支払不履行が発生する可能性はほとんどないものの、特定の債権者により大きな保全を与えているため、この偶発事象は実質的であると考えられます。

#### 質問D3 – マルチセラー型コンデュイットにおける個々のプールはサイロとなるか

マルチセラー型コンデュイット(MSC)は、スポンサーであるS社により、第三者である資産の売手から負債性金融資産の「プール」を購入することを目的に設立されました。当該資産には、住宅ローン債権、クレジットカード債権、自動車ローン債権、売上債権、有価証券などが含まれています。外部の投資者は、資産プールごとに別々に発行されたコマーシャル・ペーパーに対して個別に投資しています。資産プールごとに発行されたコマーシャル・ペーパーは、関連するプールにおける資産の金額を下回る金額で発行されています。すなわち、各プール内には、コマーシャル・ペーパーに対する投資者に信用補完を提供する超過担保が設定されています。

さらに、MSCは、S社からの保証という形で、MSCの

総資産の約10%を上限として、プログラム全体の信用補完から便益を享受しています。この信用補完は、関連するプールにおける超過担保を超える負債性金融資産の支払不履行分を補償するために使用することができ、それがなければ資産プールごとに発行されたコマーシャル・ペーパーが支払されない可能性が生じるという影響を有するものです。このような支払不履行は、発生する可能性はあるものの、その可能性は低いと考えられています。

各プール内の資産および負債は、上記のプログラム全体の信用補完を除き、通常の営業過程において、他のプールから隔離されています。

各プールはサイロを構成するでしょうか。

#### 解答

いいえ。このようなプールはサイロではありません。負債の隔離は、関連するプールにおける超過担保を超える支払不履行が生じた場合に破棄されることとなります。そのような支払不履行が発生する可能性は低いと考えられていますが、プログラム全体の信用補完によって保護することが意図されている主要なリスクであり、実質的な偶発事象となります。そのような偶発事象の発生時における隔離の破棄は、当該プールがサイロの定義を満たさない要因となります。

## セクション E – 開示

IFRS第12号の目的は、財務諸表の読者が、子会社、関連会社、共同支配の取決め、および非連結の組成された企業への関与に伴うリスクおよび財務上の影響の内容を評価できるようにする情報の開示を企業に要求することです。この目的を満たすために、企業は次の事項を開示する必要があります。

- 他の企業又は取決めへの関与の性質を決定する際、および関与を有する共同支配の取決めの種類を決定する際に行った重大な判断及び仮定
- 子会社および非連結の組成された企業への関与に関する情報

投資者の組成された企業への関与とは、「企業を他の企業の業績からのリターンの変動性に晒す契約上および非契約上の関与のことを指します。」[IFRS第12号付録A]

組成された企業への関与は、以下の事項のいずれかを含む可能性があります。

- 負債性金融商品
- 資本性金融商品
- 契約上の取決め
- 参加権
- 残余持分
- リース
- 資金の提供
- 流動性の支援
- 信用補完
- 保証

ただし、通常の得意先と仕入先といった関係は、組成された企業への関与とはみなされません。

### 質問E1 – 売買目的で購入した持分についてIFRS第12号の開示が要求されるか

あるトレーディング会社(TC社)は、売買益を稼得するために定期的に有価証券の売買を行っています。期末時点で、TC社は、組成された企業(SE)に対する小額(1%未満)の持分を保有しています。当該持分は、期末直前に取得され、期末直後に売却されました。TC社は、保有している持分について、非連結の組成された企業(IFRS第12号第24項から第31項)に関する開示を行う必要があるでしょうか。

#### 解答

はい。SEに対する持分(関与)がTC社にとって重要性がある場合には、開示が必要となります。TC社は、重要性の評価に際して、関連するすべての要因を考慮することになります。IFRS第12号第24項における一般的な要求事項は、財務諸表の利用者が以下のことをできるようにするための情報を開示することです。

- (a) 非連結の組成された企業への関与の内容および程度の理解
- (b) 非連結の組成された企業への関与に関連したリスクの内容および変動の評価。これには、SEへの投資の規模、保有期間、優先持分か劣後持分か、関与に関連するリスクの程度、保有目的などの要因が含まれます。

IFRS第12号の開示規定の一部は、IFRS第7号の既存の開示と重複しているため、繰り返して開示する必要はありません。



## セクションF－経過措置

### 質問F1－「適用開始日」とは何か

IFRS第10号の経過措置には、「適用開始日」に関するさまざまな参照が含まれています。ここで、「適用開始日」とは、どの日付のことを意味しているのでしょうか。

#### 解答

適用開始日は、IFRSを最初に適用した報告期間の期首、すなわち、2013年1月1日以後開始事業年度からIFRS第10号およびIFRS第12号を適用する12月決算会社の場合、2013年1月1日になります。

### 質問F2－従前の基準の適用

親会社P社は、2005年にX社の49%を取得しました。P社は、IAS第27号に従って、X社を支配していないと判断していました。しかし、IFRS第10号では、P社はX社を2005年から支配していたこととなります。

P社は、IFRS第3号(2008年)およびIAS第27号(2008年)を適用した2009年7月1日より前の期間については、この取得にIFRS第3号(2004年)およびIAS第27号(2004年)の規定を適用したいと考えています。この決定は、計上されている特定の資産および負債に影響を及ぼします(たとえば、IFRS第3号(2004年)では、直接起因する取引コストの資産計上を認めています。IFRS第3号(2008年)は認めていません)。

このような取扱いが認められるでしょうか。

#### 解答

はい。P社は、2009年7月1日より前の期間について、IFRS第3号(2004年)およびIAS第27号(2004年)、またはIFRS第3号(2008年)およびIAS第27号(2008年)のいずれかを首尾一貫して適用する選択肢を有しています(IFRS第10号C4項(b)および(c))。

### 質問F3－比較情報の修正再表示の制限

親会社P社は、2005年にX社の49%を取得しました。P社は、IAS第27号に従って、X社を支配していないと判断し、代わりに、IAS第28号に従って持分法で会計処理されていました。P社は、2013年1月1日にIFRS第10号を適用しており、IFRS第10号に従うと、P社はX社を2005年から支配していたこととなります。

規制上の目的から、P社は、2年分の比較財務情報を作成しなければなりません。P社は、IFRS第10号の遡及適用が実務上可能であると判断していますが、修正再表示は2012年の比較情報のみに限定したいと考えています。

このような取扱いは認められるでしょうか。

#### 解答

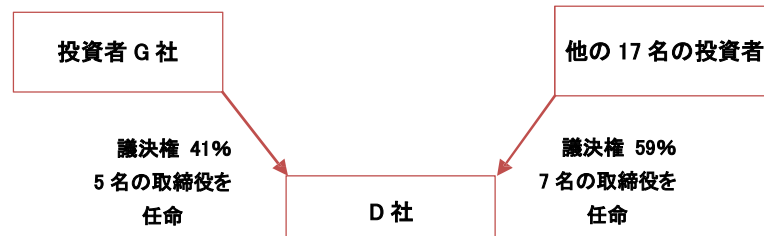
はい。P社は、IFRS第10号に従って、そのように行うことができます(IFRS第10号C6項(a))。ただし、P社は関連する規制上の要求事項を考慮し、それらが他の2年分の比較情報の修正再表示を要求しているかどうかを考慮する必要があります。

2012年の比較情報のみを修正再表示する場合、持分法で会計処理されたX社に対するP社持分の従前の帳簿価額と、IFRS第10号に従って連結されたX社の資産、負債、および非支配持分との従前の差異は、2012年1月1日時点の資本に認識されます(IFRS第10号C4項(a))。それより前の比較情報は調整しないままとすることができます。2012年および2013年に関して、影響のある各財務諸表項目の開示についてのIAS第8号の要求事項にも従う必要があります(IAS第8号第28項)。

P社は、調整されていない情報を明確に特定し、異なる方法で作成されていることを明記し、その方法について説明する必要があります(IFRS第10号C6項(b))。

## セクション G – 包括的なケーススタディ

### ケーススタディ1 – 事業を営む企業についての事実上の支配の判定



- D社は、ガラス瓶を製造し、G社に市場価格で販売しています。売上の大部分(95%)は、G社に対するものですが、D社は、他の顧客にも追加コストなしに販売することができます。
- D社は、G社がガラス瓶の安定供給を得られるようにするために設立されました。
- D社は、2種類の株式を発行しており、G社がA種株式を保有し、他の17名の投資者がB種株式を保有しています。いずれの株式も同等の議決権を有しています。この株式の詳細は以下の通りです。

	A 種株式	B 種株式
株式保有者	投資者 G	他の 17名の投資者
各種類の株式に帰属する議決権割合(%)	41%	59%
各種類の株式保有者によって任命された取締役の人数	5	7

B種株式の上位6名の投資者は、それぞれ14%、8%、7%、6%、5%、および4%を保有しています。他のすべての投資者はそれぞれ3%未満を保有しています。B種株式の投資者は、過去において積極的に株主総会に参加しており、G社が提議した提案を否決したこともあります。

株主総会で戦略的意思決定が行われ、取締役会で業務上の意思決定が行われています。株主および取締役によって付与されたパワーに基づき、マネージャーが日常業務を行っています。

G社は、D社に対する支配を有しているでしょうか。

#### 解答

G社は、この状況において、D社を支配しているようには見えません。D社に対するパワーは、主に、株

主総会や取締役会を通じて行使されています。G社は、いずれの会議においても過半数の代表権を有していません。IFRS第10号B41項では、議決権の過半数未満を有する投資者は、IFRS第10号B42項からB46項の要件を満たせば事実上の支配を有する可能性があることを示しています。

しかし、事実上の支配は存在しないように見えます。B種株式の投資者が最低6名いれば、議決に際してG社に勝つことができます。同様に、6名の取締役(G社が任命していない7名の取締役のうち6名)が協調することで、議決に際して、G社が任命した5名の取締役に勝つことができます。

IFRS第10号B44項設例6では、2名の他の投資者のみが協力する必要がある場合、事実上の支配は存在しないとされています。IFRS第10号B45項設例7では、他の11名の株主が協力する必要がある場合、

その状況は不明確であるとされています。

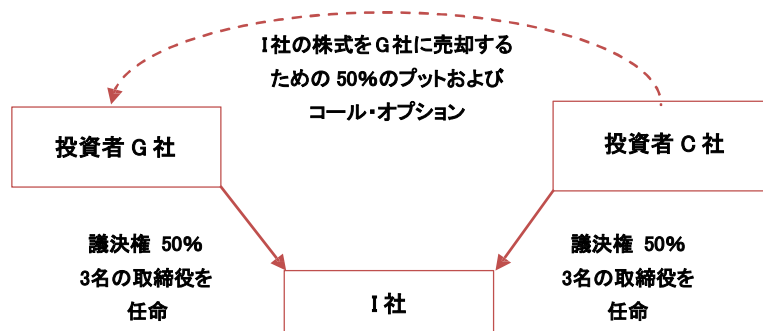
6名の投資者の協調はその中間にあたります。しかし、残りの17名の投資者は、積極的に過去の会議に参加しており、G社の提議を否決したこともあり、このことは、G社がD社に対する事実上の支配を有していないことを示唆しています[IFRS第10号B45項]。

IFRS第10号B46項は、すべての要素を考慮した後、状況が不明確である場合、事実上の支配が存在しないことを示しています。G社は、基準が要求している事実上の「明確な」証拠を満たしていないように見えます。基準では、経済的な依存関係のみでは投資者が投資先に対してパワーを有することにはならないと明記されています[IFRS第10号B40項]

## ケーススタディ2 – プット・オプションおよびコール・オプションを伴う支配の判定

G社は、モルトの製造業者であるI社を設立しました。当初、G社は、I社の株式の100%を所有していましたが、その後、C社に50%を売却し、同時に、以下の契約を締結しました。

- D社の50%の持分に対するプット契約とコール契約
- 本ケーススタディの残りの部分に記載された条件を定めた一連の契約



この取引の目的は、G社にアドバイスを提供し、製造コストの管理に際してG社を支援するため、また、原材料のより一貫した供給を提供するために、G社が農業に関する専門的企業であるC社に関与できるようにすることです。

I社に関する詳細な情報は以下のとおりです。

- G社がCEOを任命し、C社が工場長(補佐役)を任命しています。
- I社は、G社のニーズを満たすのに十分なモルトの製造と販売を契約により要求されていますが、余剰生産能力を有する場合には、C社またはC社が指名した他の顧客にモルトを販売することも認められています。
- G社に対する販売価格は、I社が負担したすべてのコストを考慮し、I社が発生コストの10%の粗利益を得られるように算出したマージンを加えた算定式に基づいています。

- 契約では、C社がI社に市場の情報やアドバイスを提供し、I社が原材料を取得するのに役立つサプライチェーンに関する計画を策定し実行することを要求しています。
- C社は、提供サービスに見合った報酬を受け取ります。
- C社との契約は、いずれかのオプションが行使された場合、違約金の支払いなしに自動的に終了します。

I社の関連性のある活動の一部は、契約によって支配されています(たとえば、顧客の選定やモルトの販売価格)。しかし、業務上の意思決定(たとえば、資本的支出、修理および保守に係る支出、供給者の選定、従業員の雇用や解雇など)は、株主総会もしくは取締役会議で行われています。株主および取締役による決議はいずれも、全員一致が要求されています。

### プットおよびコールの契約条件

- G社が保有するコールの契約により、G社は、C社からI社の50%を公正価値で購入することができます。同様に、C社が保有するプットの契約により、C社は、G社に対してI社の50%を公正価値で売却することができます。G社は、プットまたはコールのいずれかの行使により、I社の支配を取り戻し、C社との契約が終了します。
- プットとコールは、ともに以下の事象のいずれかが存在する場合にのみ行使可能となります。
  - オプションの売手の支配の変更、清算、または破産(たとえば、C社に対する支配に変更があった場合にG社がコールを行使できるなど)
  - G社およびC社が、解決できない意思決定上のこう着状態(deadlock)に達した時。
  - 契約後10年経過した場合(コールについてのみ)
- オプションは、上記の予期せぬ事象や意思決定のこう着状態によって撤退が必要となった場合に、C社が公正価値で撤退し、G社がI社の支配を再取得できるように設計されています。
- オプションの行使価格は公正価値であるため、オプションの開始時点や報告日時点を含め、常にアット・ザ・マネーとなります。
- 意思決定のこう着状態が生じた場合、コール・オプションはアット・ザ・マネーであり(行使価格は公正価値であるため)、G社とI社の間にはシナジーがあるため、G社が当該コール・オプションを行使し、I社の支配を再取得することはG社にとって便益があります。

IFRS第10号では、G社はI社を支配していることになるでしょうか。

### 解答

関連性のある活動の一部が契約により支配されており、それらは確定しているように見えるため、変更することができません。余剰生産能力がない限り、I社は、G社に指定された価格で売却しなければなりません。

しかし、各投資者がI社にパワーを与えるのに十分な権利を有しているかどうかを決定するため、I社の関

連性のある活動に対する権利を与える契約や他の取決め(たとえば、株式保有や取締役会の代表権)のすべてについて評価を行わなければなりません。

### 目的および設計

オプションを含む取引全体の目的と設計は、おそらく、以下のように、G社がI社の支配を維持できるようにすることであったといえます[IFRS第10号B48項]。

- I社は、G社のモルトを供給するために設立されました。一方、C社は専門知識を提供しています。これは、I社がG社のために設立されている可能性が高く、C社の関与は主としてアドバイスの提供であることを示唆しています。
- オプションの行使価格は公正価値となっており、この行使価格はいずれかの当事者がオプションを行使する際の経済的な障害にはなりません。

### I社の設計に関与する当事者

I社は、G社によって100%子会社として設立されましたが、G社とC社とともに、上記の契約上の取決めに関与していました。

### オプション

意思決定がこう着状態に陥った場合には、プットの契約とコールの契約により、G社がすべての意思決定の支配権を握ることができます。いずれかのオプションが行使されれば、もう一方の契約も終了し、これによってG社は、顧客の選定やモルトの販売価格などの重要な要素の支配を取り戻すことができます。このオプションは、意思決定のこう着状態などの限定的な状況でのみ行使可能となるものですが、それらは実質的であるといえます。意思決定のこう着状態は、関連性のある活動の指図に関する決定を行うためのパワーを必要とする重要な事象です[IFRS第10号B24項]。

### I社が設計どおりに運営されるようにするためのコミットメントを有する当事者

G社は、I社から産出物であるモルトを受け取るという設計通りにI社が運営されるようにするため、より大きな関与を有しています。C社に撤退計画を与えるプットとコールの契約は、G社がこの点に関して最大のコミットメントを有していることを示唆しているようにみえます。

### IFRS 第10号B18項からB20項における他の要因

I社の活動は、G社のために行われているように見えます(たとえば、モルトの供給の確保など)。

G社は、I社に関するパワーの要件を充たしているように見えます。G社は、その50%の持分を通じて、I社の変動性に対するエクスポージャーも有しており、また、G社が本人ではないことを示す事象もありません。したがって、G社は、I社を支配しています。

### ケーススタディ3 – 活動が制限された債務の再編目的の組成された企業に対する支配の判定

#### 背景および目的

ある企業(「コーポレート社」)が、プレーンバニラの金利ではない長期の債務(たとえば、インフレや株価指数などの指数によりクーポン(利率)が変動する債務)を発行したいと考えています。その目的は、経済的なヘッジ(たとえば、コーポレート社の利益の一部または全部がインフレによって変動する場合や、より広範囲の組成された取引の一部、たとえば税額控除の達成のため)である場合があります。

しかし、このようなプレーンバニラでない債務の市場は活発ではないため、コーポレート社は、以下に記載するような、組成された企業(SE)が関与する取引を締結しました。

#### 事実

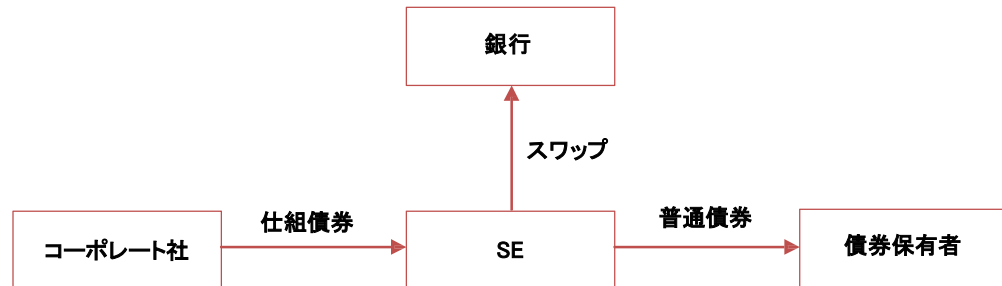
- コーポレート社は、銀行と共同でSEを設立しました。コーポレート社は、SEに対し、望んでいたプレーンバニラ金利でない債券(以下、「仕組債券」)を発行しています。当該仕組債券のリターンは、特定の指数(たとえば、インフレや株価指数)のリターンに連動しています。
- SEの株式は、独立した第三者(このケースでは慈善信託)が保有しています。ただし、契約上の取決めにより、株式資本はごくわずかであり、議決権は実質的ではありません。
- 銀行は、SEとの間で、発行済の債券に関する指数に連動した金利を、デリバティブを用いて固定金利と交換するスワップ(以下、「スワップ」)を締結しました。このスワップは、「普通債券」のクーポンの支払期日と一致するように、

四半期ごとに純額ベースで支払われます(以下参照)。いかなる期間(満期日や清算時を含む)においても、スワップにおける純額の支払がSEから未収の場合には、当該支払いは、SEの他のすべての未払額に優先されます。

- SEは、債券保有者に対して普通定額利付債券(「普通債券」)を発行します。
- 債券保有者は、分散した多数の投資者グループからなり、報告企業となるような投資者はいません。個別に5%超の債券を保有する者はいません。また、受託者が債券保有者の代表となっています。債券保有者の過半数の議決により、この受託者を理由なしに解任することができます。受託者は、定額報酬を受け、また、IFRS第10号に基づき債券保有者の代理人として行動していると判定されています。受託者は、コーポレート社、銀行および債券保有者の関連当事者ではありません。なお、この設例では、IFRS第10号における代理人か本人かについての要求事項を考慮していません。
- コーポレート社と銀行が仕組債券とスワップに関してそれぞれ活動している限り、いかなる当事者もSEの活動を指図する必要(または指図の許可の必要)はありません。SEは、仕組債券からの受取現金に、スワップにおける支払または受取現金を加減した純額を、市場に発行した普通債券に関する支払いに充当します。SEが他の活動を求められることはありません。
- 普通債券には、銀行やコーポレート社による保証はありませんが、支払不履行となった場合には、債券保有者が指名した受託者がSEの資産を差し押さえることができます。債券保有者は、普通債券の未払額を回収するため、裏付けとなる仕組債券に関する支払をコーポレート社に要求することができます。また、スワップが純額でSEからの受取ポジションとなっている場合、銀行は、SEの資産から、当該純額の受取ポジションの回収を求めることができます。この場合、銀行の請求権は債券保有者の請求権よりも優先されます。
- スワップが、SEに対して支払ポジションにあるときに、銀行が債務不履行に陥った場合、債券保有者の受託者が、債券保有者のために銀行から請求する能力を有することになります。

- この仕組債券は、信用リスク(コーポレート社、したがって、SEが債務不履行になるリスク)と仕組債券のクーポンによる変動性の双方を生

み出します。この設例では、双方とも重要であると仮定しています。



### IFRS第10号に基づく分析

#### SEは関連性のある活動を有しているか

SEの設立後、コーポレート社が債務不履行に陥らない限り、意思決定は生じません。コーポレート社が仕組債券について支払不履行となった場合、SEは普通債券について支払不履行となります。このような場合、債券の受託者は、SEの資産を差し押さえ、コーポレート社からどのように回収するかを決定する能力を有しています。

この意思決定は、偶発事象の発生に基づくものですが、関連性のある活動となることを妨げられることはありません[IFRS第10号B53項]。偶発事象が発生した場合、この意思決定は潜在的にSEのリターンに

重要な影響を及ぼす可能性があります[IFRS第10号付録A]。したがって、SEは、関連性のある活動を有しているといえます。

#### 誰がSEを支配しているか

いずれの当事者がSEを支配し連結するかを特定するためには、多くの要素を評価する必要があります。IFRS第10号における支配に必要な3つの要素、すなわち、「パワー」「変動リターンに対するエクスポージャー」および「リターンに影響を及ぼすようにパワーを用いる能力」を用いて、各当事者は、以下のように判定されることになると考えられます。受託者は、この状況では、代理人として行動していると判定され、この支配の分析ではこれ以上考慮されることはありません。

#### コーポレート社

IFRS第10号の指標	判定
パワー	<p>コーポレート社は、取引開始時にSEの設計に関与しており、究極的には、取引の開始者であるといえます。これは、コーポレート社がパワーを有している、または、SEに対するパワーを与える権利を得る機会を有していたことを示している可能性があります。しかし、IFRS第10号B51項では、「投資先の設計への関与だけでは、投資者に支配を与えるのに十分ではない」と記載しています。</p> <p>IFRS第10号BC77項ではさらに、SEの設計や最終的な構造に複数の当事者(コーポレート社、銀行、および受託者)が関与している場合に、この考え方を支持しています。したがって、このような状況においては、コーポレート社にパワーを与える可能性のある他の権利を評価する必要があります。</p> <p>SEの活動は、資金調達を目的にコーポレート社のために行われていると主張される可能性</p>

	<p>があります。SEは、コーポレート社に密接に関連した活動を行うよう設計されています。すなわち、コーポレート社は、SEの関連性のある活動に直接的な関与を有しています。重要な点は、コーポレート社が存在していなければ、SEは存在していないということであり、これは、コーポレート社とSEとの間に「特別な関係」がある可能性を示しています[IFRS第10号B19項(b)および(c)]。ただし、IFRS第10号B19項では、特別な関係の指標の存在は、パワーの要件を満たすことを必ずしも意味しないと記述しています。さらに、SEは債券保有者や銀行とも同時に特別な関係を有しているという主張も考えられます。したがって、この「特別な関係」の指標は、コーポレート社がSEにパワーを有していると決定するには十分ではありません。</p> <p>コーポレート社は、自身にパワーが与えられている可能性があるという指標があるにもかかわらず、SEの関連性のある活動に対して継続的なパワーを有していません。コーポレート社がパワーを有していると結論付ける決定的な指標がありません。したがって、他に指標がなければ、コーポレート社はSEに対してパワーを有していないといえます。</p>
変動リターンに対するエクスポージャー	<p>コーポレート社が発行し、SEが保有する仕組債券は、以下の理由から、SEにおける変動性を吸収しているのではなく、変動性を生み出しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• コーポレート社は、SEの債務者となり、したがって、SEをコーポレート社の信用リスクに晒しています。</li> <li>• 仕組債券のクーポンは、基礎となる指数に基づき変動し、SEに関してさらなる変動性を生み出しています。</li> </ul> <p>コーポレート社は、SEに対する他の関与を有していないため、SEが生み出すリターンの変動性に晒されていません[IFRS第10号B56項]。このことは、IFRS第12号B9項の「金融商品の中には、リスクを報告企業から他の企業に移転するように設計されているものがある。こうした金融商品は、当該他の企業にとってのリターンの変動性を生み出すが、通常、報告企業を当該他の企業の業績からのリターンの変動性に晒さない。」という記述によってさらに裏付けられます。</p> <p>したがって、コーポレート社は、IFRS第10号B55項およびB56項が想定している方法で変動リターンに晒されているとはいえません。</p>
結論	<p>コーポレート社は、パワーも変動リターンに対するエクスポージャーも有していないため、SEを支配していません。</p>

## 銀行

IFRS第10号の指標	判定
パワー	<p>コーポレート社と同様、銀行は、取引開始時にSEの設計に関与している主要な当事者です。ただし、この指標の存在だけでは銀行が投資先に対してパワーを有していると結論付けるには十分ではありません。</p> <p>銀行とSEの関係も、銀行がスワップに参加できるようにSEが設立されているという点で、特別なものであると主張することができます[IFRS第10号B19項(c)]。しかし、IFRS第10号B19項では、このような特別な関係の存在は、パワーの要件を満たしていることを意味しないと記載しています。</p> <p>銀行もSEの一部の変動性に晒されています(以下のリターンのセクションを参照)。IFRS第10号B20項では、リターンの変動性に対するエクスポージャーが大きいということは、その投資</p>

	<p>者がパワーを有している可能性があることの指標になる、と記載しています。しかし、IFRS第10号B20項では、この要因だけをもってパワーが存在するか否かを決定することはできないとも記載しています(実際に債券保有者も変動性に晒されています。以下を参照)。</p> <p>この分析は、銀行はパワーを獲得するインセンティブを有しているものの、パワーにかかる追加の証拠がなければ、パワーの存在は推定されないことを示唆しています。</p> <p>銀行がパワーを有していることを示す要因のひとつとして、SEが支払不履行(たとえば、仕組債券の支払不履行)に陥った場合に、銀行が資産を回収するパワーを有することがあげられます。しかし、このような状況における銀行のエクスポージャーは小さい可能性が高く(以下の「リターン」のセクションを参照)、これに対応して、銀行が行使できるパワーの範囲も、普通債券からのより大きなエクスポージャーを回収するために行使可能な債券保有者のパワーと比べると、限定的である可能性が高いといえます。スワップの支払が他より優先されることから、SEの目的と設計は、信用リスクのエクスポージャーと関連するパワーを、銀行ではなく、債券保有者に移転することを示唆しているといえます。したがって、銀行は、関連性のある活動に対するパワーではなく、その利益を保護するための防御的な権利を有しているものと考えられます[IFRS第10号B27項]。</p> <p>銀行は、SEのリターンに最も重要な影響を及ぼす活動を指図できる実質的な権利を有していないため、IFRS第10号第7項(a)におけるパワーの要件を満たしません[IFRS第10号第13項]。</p>
<p>変動リターンに対するエクスポージャー</p>	<p>スワップの性質から、銀行は変動リターンに晒されているといえます。スワップは、仕組債券のクーポンに含まれる指数に固有の変動性を吸収し、それを固定金額と交換するため、SEのリターンに関する変動性の一部を吸収するよう設計されています。</p> <p>PwCは、特定のプレーンバニラのデリバティブは、変動性を吸収するのではなく変動性を提供するものである可能性がある、または、IFRS第12号付録Aの「関与」の定義における「通常の得意先と仕入先の関係」である可能性があると考えています。これは、そのようなデリバティブは「関与」とならず、したがって、変動リターンに対するエクスポージャーを生み出さないことを意味します。しかし、本ケースにおけるスワップは、「プレーンバニラのデリバティブ」または「通常の得意先と仕入先の関係」には該当しません。(仕組債券の)指数の変動性に関する特定のエクスポージャーを銀行に移転することを目的として、銀行がスワップの発行先であるSEの設立に関与しているためです。</p> <p>さらに、銀行は、支払不履行の発生時にスワップ契約上の支払義務を負う場合、損失のリスク(信用リスク)に晒されることとなります。しかし、当該信用リスクのエクスポージャーは限定的であるといえます。(a)スワップは定期的に決済され、未払残高が比較的少額となる可能性が高いこと、(b)銀行は、(SEに対してではなく)スワップ契約上の支払義務を負う場合があること、(c)銀行は債券保有者から優先して支払を受けることによります。</p> <p>以上より、銀行が主として仕組債券のクーポンに伴う変動性を吸収することを通じて、一定の変動性に晒されていることを示すいくつかの裏付けがあるといえます。</p>
<p>結論</p>	<p>銀行は、SEに対するパワーを有していないと考えられます。したがって、銀行は、SEを支配していません。</p> <p>銀行はSEを支配していませんが、非連結の組成された企業への関与を有しています。このため、銀行は、IFRS第12号第24項から第30項で要求される開示が求められます。</p>



## 各債券保有者

IFRS第10号の指標	判定
パワー	<p>SEは、営業活動の資金を債券保有者に経済的に依存しています[IFRS第10号B19項(b)(i)]。これは、債券保有者とSEの間に「特別な関係」が存在している可能性を示しています。ただし、特別な関係の指標が存在しているという事実は、パワーの要件を満たしていることを必ずしも意味しません。</p> <p>債券保有者も変動性に晒されています(次のセクションを参照)。リターンの変動性に対するエクスポージャーが大きいことはパワーを有することを示すひとつの指標となります。</p> <p>ただし、そのエクスポージャー自体は、投資者がパワーを有しているかどうかを決定するものではありません。さらに、銀行と同様、すべての債券保有者がエクスポージャーを有しています。したがって、この指標は、誰が連結すべきかを判断する決定的なものではありません。</p> <p>債券保有者の代理人として行動している受託者は、コーポレート社の支払不履行時にパワーを有することになります。しかし、債券保有者の性質(分散しており、互いに関連を有しないという性質)や、受託者の解任には過半数の議決が必要であるという事実から、債券保有者のいずれも受託者を指図する一方的なパワー、またはSEに対するパワーを有していません。受託者のパワーを個々の債券保有者に帰属させることはできません。これは、代理人が複数の本人のために行動する場合、それぞれの本人が、パワーを有しているかどうかを検討しなければならないと記載するIFRS第10号B59項と整合しています。</p> <p>したがって、それぞれの債券保有者がパワーを有している可能性は低いといえます。</p>
変動リターンに対するエクスポージャー	<p>それぞれの債券保有者は、重要な下方への変動性に対してエクスポージャーを有しています。これは、この取引が、コーポレート社による支払不履行から生じた変動性の大部分または全部を吸収するよう設計されているためです。支払不履行時に、SEに対する支払義務を有する可能性がある唯一の他の当事者は、銀行です。しかし、銀行による信用リスクに対するエクスポージャーは限定されています。これは、(a) スワップは定期的に決済され、未払残高が比較的少額となる可能性が高いこと、(b) 銀行は、(SEに対してではなく)スワップ契約上の支払義務を負う場合があること、(c) 銀行は債券保有者に優先して支払を受けることによります。</p>
結論	<p>債券保有者は、それぞれ個別に、支配を構成するのに十分なパワーを有していません。債券保有者の1名が一方的に受託者を指図するパワーを有している場合には、異なる分析結果となる可能性があります。</p> <p>債券保有者はSEを支配していませんが、非連結の組成された企業への関与を有しています。したがって、債券保有者は、IFRS第12号第24項から第31項で要求される開示が求められます。</p>

## 結論

いずれの当事者もSEを連結しないことになります。

## ケーススタディ4 – 投資者のために行動する 第三者サービスが管理する商業用不動産 担保証券の発行体に関する支配の判定

### 背景と目的

多くの理由から、商業用不動産担保ローンの証券化が行われます。商業用不動産担保ローンを組成または取得している銀行が、それらの資産に関する資金調達を行うことが必要となる場合があります。銀行は、この商業用不動産担保ローンの損失に対するエクスポージャーの一部の移転を求める場合もあります。最終的に、銀行は、投資者にとって魅力的な特有のリスク特性をもつ市場性のある有価証券を生み出し、それによって、資金調達コストを減らし、取引に投資者を関与させることによって報酬を稼得する機会をもつことができます。

注: 多くの商業用不動産担保ローンの証券化には、ここで説明していない追加的な特徴が含まれています。

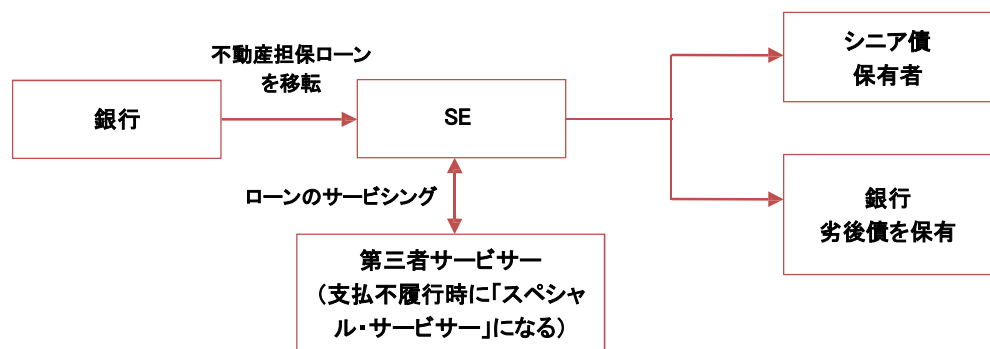
### 事実

- 銀行が、組成された企業(SE)を設立し、C100の価値のある商業用不動産担保ローンをSEに譲渡します。SEの株式は、独立した第三者(慈善信託)によって保有され、厳格な契約上の取決めにより意思決定権限を有さないようにされています。
- SEが保有する不動産担保ローンは、契約によって特定され、SEの存続期間にわたって変更されることはありません(静的ポートフォリオ)。
- これらの不動産担保ローンの過去のデフォルト率と、予想される将来のデフォルト率は、約5%です。デフォルト率が10%を上回ることはほとんどないと考えられています。
- 第三者のサービスが、債権回収の標準を規定したサービシング契約に基づいて、SEの不動産担保ローンのポートフォリオを管理しています。当該サービスは、その業績にかかわらず、ローンの元本残高の8ペーシスポイント(すなわち、0.08%)の管理報酬を受け取ることになっています。
- SEは、2つのトランシェの負債性証券を発行しています。C80のシニア・トランシェ(シニア債)

は、市場で、関連のない分散した債券保有者に対して発行されています。それらの債券保有者は、報告企業を構成せず、受託者が債券保有者の代表となっています。個別に5%超のシニア債を保有する者はいません。C20のジュニア・トランシェ(劣後債)については、銀行が保有しています。両方のトランシェに関するSEの負債は、SEが保有する不動産担保ローンからの回収額に限定されています。SEが、不動産担保ローンの支払不履行によっていずれかのトランシェを返済できなくなった場合でも、SEによる法律上の支払不履行とはなりません(すなわち、債務保有者は、SEの資産の差し押さえ、SEを清算するといった措置を執ることができません)。すべての当事者への支払後の残額は、SEの終了時に劣後債に配分されます。

- 商業用不動産担保ローンの1つまたは複数が出払不履行に陥った場合、サービスが、「スペシャル・サービス」の地位を引き受けます。支払不履行に陥った不動産担保ローンにかかる管理報酬は、当該ローンの元本残高の8ペーシスポイント(0.08%)から25ペーシスポイント(0.25%)に引き上げられ、業績報酬は、当該ローンの回収金額の1%相当が支払われます。この高い管理報酬は、そのストラクチャーを管理するためのコストの上昇をカバーするよう設計されており、また、業績報酬は回収を最大化するためにスペシャル・サービスを動機付けるよう設計されています。これによりサービスは、支払不履行の不動産担保ローンの元本残高の最低0.25%から最大1.25%の報酬を獲得することができます。これらについて、本ケーススタディでは、以下のように仮定しています。
- 管理報酬の規模(8ペーシスポイントおよび25ペーシスポイント)は、SEにおける不動産担保ローンのポートフォリオに関する非常に高い予想リターン全体と比べて重要ではないと評価されています。業績報酬の規模も重要ではないと予想されています。これは、当該金額は、支払不履行となる不動産担保ローンの回収額のわずか1%であり、そうしたローンは、ポートフォリオのわずか5%を構成するにすぎないと予想されるためです。

- SE のリターンと比べた管理報酬の変動性も重要でないと評価されています。これは、当該報酬は元本に基づくものであり、元本は比較的安定しているためです。また、業績報酬の変動性も、重要でないと評価されています。これは、上記と同様、当該金額は、支払不履行となる不動産担保ローンの回収額のわずか 1%であり、そうしたローンは、ポートフォリオのわずか 5%を構成するにすぎないと予想されるためです。
- サービスの報酬は、劣後債とシニア債の支払に優先して支払われます。
- サービスの報酬は提供されたサービスに見合ったものであり、報酬契約には、類似する契約において通常示されないような諸条件を含んでいません。
- サービスは、すべての投資者(すなわち、銀行およびシニア債保有者)の最善の利益のため、SEが準拠する契約に従って意思決定を行わなければなりません。ただし、支払不履行があった場合には、サービスは重要な意思決定の裁量を有しています。
- 契約違反が発生した場合、銀行はサービスを解任することができます。「契約違反」には、20%未満のシニア債のリターンという条件が含まれ、その条件は、支払不履行が生じるとすぐに充足されることとなります。したがって、それは、銀行が基礎となる債権の支払不履行時に一方的にサービスを解任できるという効果があります。他の当事者は解任権を有していません。
- 報告日時点で不動産担保ローンのいずれも支払不履行にならないということは起こりそうありません。サービスは容易に交代可能です。



## IFRS第10号に基づく分析

### SEは関連性のある活動を有しているか

SEは、不動産担保ローンのサービシングと支払不履行時の回収という2つの主要な業務を有しています。日々の不動産担保ローンのサービシングは、関連性のある活動を構成しません。これは、当該活動はSEのリターンに重要な影響を及ぼさず、通常、契約上の取決めによってあらかじめ決定されているためです。しかし、支払不履行時における債権の回収は、SEのリターンに重要な影響を及ぼす唯一の活動であるため、関連性のある活動となります。このような支払不履行時にのみ権利が行使可能であるという事実は、当該権利がSEの関連性のある活動

に対する(防衛的ではなく)実質的な権利となることを妨げるものではありません[IFRS第10号B53項]。

支払不履行後にSEの活動を指図する能力を有している投資者は、当該活動が支払不履行時まであらかじめ決定されている場合に、潜在的にパワーを有することになります。

したがって、SEは、関連性のある活動を有しています。

### 誰がSEを支配しているか

いずれの当事者がSEを支配し、したがって、SEを連結することになるかを特定するためには、多くの要素を評価する必要があります。各当事者は、以下のように判定されることになると考えられます。

サービス／スペシャル・サービス

IFRS第10号の指標	判定
パワー	<p>サービスは、不動産担保ローンの支払不履行時に重要な意思決定を行う裁量を獲得することになります。IFRS第10号B53項では、サービスがSEの関連性のある活動を指図するパワーを有していることを示しています。</p> <p>したがって、このサービスは、SEに対するパワーを有しています(ただし、当該パワーを代理人として使用している可能性もあります。後述参照)。</p>
変動リターンに対するエクスポージャー	<p>IFRS第10号B57項(b)は、リターンの例として「投資先の資産または負債のサービス業務の報酬、信用または流動性の供与による報酬および損失エクスポージャー、当該投資先の清算時の投資先の資産および負債に対する残余持分」と述べています。</p> <p>サービスは固定の管理報酬を獲得していますが、IFRS第10号B56項は、固定の業績報酬が変動リターンを構成することを明確にしています。サービスは、変動リターンに対するエクスポージャーを与える変動の業績報酬も受け取ります。このように、サービスは変動リターンに晒されています。</p>
パワーとリターンの関連	<p>サービスは支払不履行に陥った資産を管理し再交渉するための幅広い裁量を有しています。これは、IFRS第10号における本人か代理人かのガイダンスに基づき、サービスの役割がより本人としての性質のものであることを示している可能性があります[IFRS第10号B60項(a)]。</p> <p>しかし、IFRS第10号B65項は、単一の当事者が、理由なしに意思決定者を解任できる場合には、それだけで、意思決定者が代理人であると結論を下すのに十分となる、と述べています。サービシング契約には、契約違反時にのみサービスを解任できると記載されています。しかし、契約違反には、シニア債のリターンが20%未満となる場合を含むと定義されており、この条件は支払不履行が発生すると同時に満たされることとなります。したがって、これは、銀行が基礎となる受取債権の支払不履行時にサービスを解任する一方的な権利を有しているという効果をもつこととなります。上記で説明したとおり、唯一の関連性のある活動は、支払不履行時に受取債権を管理することです。そのような時点で、銀行は即時にサービスを解任するパワーを取得します。そのような解任権は、実質的に、IFRS第10号B65項で述べている一方的かつ無条件の解任権と同様であるといえます。さらに、銀行は、劣後債からの多少の回収を通じて、その権利の行使による便益を受け取ることができるため、当該権利は銀行の視点からも実質的であるといえます。</p> <p>サービスの報酬を考慮する必要はありません。単一の当事者による解任権により、サービスは代理人となります。なお、当該報酬は、SEの不動産担保ローンのポートフォリオに関して予想される非常に高いリターン全体と比べた場合、重要ではありません。</p> <p>以上より、サービスは代理人であるといえます。</p>
結論	<p>サービスは代理人であるため、SEを支配していません。</p>

### 銀行(劣後債保有者)

IFRS第10号の指標	判定
パワー	<p>銀行は、サービサーを一方的に解任するパワーを有していますが、これは、不動産担保ローンが支払不履行となるか、または、サービサーがそれ以外のサービシング契約の違反をしていることが条件となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事案には、銀行がこの権利を行使するのを妨げる障害はありません[IFRS第10号B23項(a)]。</li> <li>銀行は、その権利の行使にいかなる他の当事者の承認も必要ではありません[IFRS第10号B23項(b)]。</li> <li>銀行は、劣後債からのリターンに影響を及ぼすパワーを取得しているため、権利の行使から便益を受け取ります[IFRS第10号B23項(c)]。</li> <li>現在行使可能ではなくても、関連性のある活動に関する意思決定を行う必要があるときに当該権利は行使可能となります[IFRS第10号B24項]。前のセクションで説明したとおり、このシナリオにおける唯一の関連性のある活動は、支払不履行時の債権の管理であり、銀行はそのような支払不履行の発生時にその権利を行使することができます。</li> </ul> <p>この権利を実質的であると扱うことは、IFRS第10号B26項にも準拠したものであり、ここでは、事象に左右されるパワーのすべてが防御的であるわけではないと明記されています。この実質的な解任権により、銀行は解任の脅威を通じてサービサーを指図することができます。したがって、サービサーのパワーは、IFRS第10号の分析上、銀行に転嫁されず[IFRS第10号B59項]。上記で説明したとおり、このサービサーは、関連性のある活動に対する広範なパワーを有しています。</p> <p>上記の検討に基づき、銀行は、サービサーを解任する実質的な能力によりパワーを有しているといえます。</p>
変動リターンに対するエクスポージャー	銀行は劣後債を所有しているため、変動リターンに晒されていますが、これは残余の変動性の大部分を吸収すると予想されます。
結論	以上より、銀行はSEを支配しています。

### 債券保有者(シニア債保有者)

IFRS第10号の指標	判定
パワー	<p>以下の要因は、債券保有者がパワーを獲得する機会またはインセンティブを有していることを示唆しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>SEは、シニア・トランシェを通じて資金調達するため、債券保有者に経済的に依存しています[IFRS第10号B19項(b)(i)]。ただし、IFRS第10号B19項は、単一の指標の存在は必ずしもパワーの要件を満たしていることを意味しないと記載しています。したがって、これは決定的な指標ではありません。さらに、すべての債券保有者と同様に銀行もこの要件を満たすこととなります。</li> <li>債券保有者は、シニア債の保有を通じて、下方への変動性に対する限定的なエクスポージャーを有しています[IFRS第10号B20項]。しかし、IFRS第10号B20項では、投資者のエクスポージャーの大きさのみではパワーを有しているかどうかは決まらない、とも記載しています。</li> </ul>

	債券保有者のいずれもSEに対するパワーを有しているという決定的な指標はありません。さらに、IFRS第10号B16項では、1名の投資者のみが投資先を支配できることを示しています。上記で説明したとおり、銀行がパワーを有していることが強く示唆されています。したがって、債権保有者のいずれもSEに対するパワーを有していないといえます。
変動リターンに対するエクスポージャー	基礎となる不動産担保ローンが支払不履行となった場合に、SEはシニア債を返済できない可能性があるため、債券保有者はシニア債の保有によって変動性に晒されています。しかし、銀行は劣後債の保有を通じてより大きな変動リターンに晒されています。
結論	債券保有者のいずれもSEに対するパワーを有していないため、いずれの債券保有者もSEを支配していません。  債券保有者はSEを支配していませんが、非連結の組成された企業への関与を有しています。したがって、債券保有者は、IFRS第12号第24項から第31項によって要求される開示を行う必要があります。

## 結論

上記の分析に基づき、銀行がSEを支配しています。

## ケーススタディ5 — 制限された活動とリスクを増大させるデリバティブを伴うクレジットリンク債の発行体の支配の判定

### 背景および目的

クレジットリンク債は、さまざまな理由で組成される場合があります。最も一般的な理由として、以下が挙げられます。

- 銀行が保有する貸出金に対する信用のプロテクションを得ることができる。
- 銀行は、投資者にとって魅力的な特有のリスク特性をもつ市場性のある有価証券を組成することができます。銀行は、当該仕組みを組成し、販売することによって報酬を稼得する。

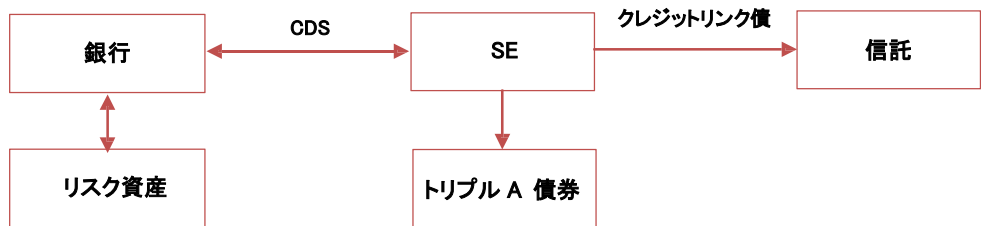
### 事実

- 銀行は、組成された企業(SE)を設立し、SEとクレジット・デフォルト・スワップ(CDS)を締結して、SEに対して市場価格でのプレミアムを支払っています。このCDSでは、特定の負債性証券、「(リスク資産)」が支払不履行に陥った場合に、SEが銀行に当該証券の額面を支払うことになっています。CDSに関するSEの銀行に対する負債は、SEの他のすべての負債に優先して支払われます。
- 独立した第三者(たとえば、慈善信託)が保有

するSEの株式は、契約上の取決めによって課せられた制限のため、重要な意思決定権を有していません。

- SEは、CDSとSEが発行した債券の満期と一致した満期をもつトリプルAの債券に投資しています(次の箇条書きを参照)。トリプルAの債券がトリプルAから格下げされる事態が発生した場合、受託者は、当該債券を売却し、トリプルAの格付けをもつ代わりの債券を購入することが必要となります。
- SEは、多数の広く分散した関連のない投資者(「債券保有者」)に対して単一のトランシェであるクレジットリンク債(「債券」)を発行します。これらの投資者は、報告企業を構成しません。また、個別に5%超の債券を保有する者もいません。当該債券のリターンは、トリプルAの債券からのリターンとCDSの支払に連動しています。受託者がこれらの債券保有者の代表となっていますが、債券保有者は、その過半数の議決によって、この受託者を理由なしに解任できるとされています。受託者は、サービスの水準に見合った市場価格と整合的な固定水準の報酬を受け取っています。受託者は、IFRS第10号では、債券保有者の代理人として行動すると判定されています。したがって、本設例では、IFRS第10号の代理人と本人に関する要求事項を考慮していません。

- 当該債券に関するSEの負債は、CDSに関する受取または支払を調整した額面金額に限定されています。CDSに関する信用事象の発生により、SEが債券の全額の支払をできない場合でも、それがSEによる法律上の支払不履行を構成することにはなりません(すなわち、債券保有者は、SEに対して、資産の差し押さえや、SEの清算などの措置を執ることはできません)。
- しかし、トリプルAの債券の支払不履行によって、SEが債券(クレジットリンク債)の償還を行うことができない場合には、当該債券の支払不履行が発生します。これが発生した場合、銀行(CDSがSEに対する正味の債権となる場合)と、受託者が代表する1グループとしての債券保有者はともに、SEから未払金を回収するための、破産法に基づく通常のパワー(すなわち、資産の差し押さえ、SEの清算など)を有しています。



## IFRS第10号に基づく分析

### SEの関連性のある活動は何か

SEには、以下のような関連性のある活動が存在します。

- 債券の格下げが生じた場合の資産の取替えに関する意思決定
- 支払不履行時におけるSEの資産の差押えと回収に関するパワー(たとえば、債券が支払不履行になり、債券保有者や銀行に支払わなければならないなくなった場合)

これらの意思決定は偶発事象に基づくものですが、関連性のある活動となることを妨げず(IFRS第10号B53

項)、また、偶発事象が発生した場合に、これらの意思決定は、SEのリターンに潜在的に重要な影響を及ぼす可能性があります(IFRS第10号付録A)。したがって、SEは関連性のある活動を有しているといえます。

### 誰がSEを支配しているか

いずれの当事者がSEを支配し、したがって、SEを連結することになるかを特定するために、多くの要因を評価する必要があります。受託者は、この状況では、代理人として活動していると判定されており、支配の分析ではこれ以上考慮されることはありません。各当事者は、以下のように判定されることになると考えられます。

### 銀行

IFRS第10号の指標	判定
パワー	<p>以下の指標は、銀行が自身にパワーを提供する機会およびインセンティブを有していることを示唆しています。ただし、これらの指標は、それだけで銀行にパワーを提供するものではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行は、取引開始時にSEの設計に関与しており、取引の開始者となっています。これは、SEに対するパワーを獲得する機会を銀行に与えることとなります。しかし、IFRS第10号B51項は「投資先の設計への関与だけでは、投資者に支配を与えるのに十分ではない。」と記載しています。したがって、このような関与は決定的なものではありません。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行は、SEが設計どおりに運営されるようにする黙示的なコミットメントを有していません(B54項)。しかし、IFRS第10号B54項は、この指標だけでは、投資者にパワーを与えることにはならないとも記載しています。</li> </ul> <p>リスク資産とトリプルAの債券の双方が支払不履行に陥った場合に、銀行はSEに対して資産の回収に関するパワーを有しています。したがって、銀行は、SEに対する意思決定権を有しています。ただし、銀行は債券保有者の代表である受託者よりも少ない意思決定権を有しています(以下を参照)。受託者も、資産の差押えや回収、およびトリプルAの債券の格下げ時の資産の取替えに対するパワーを有しています。</p> <p>複数の当事者が意思決定権を有している場合、リターンに最も重要な影響を及ぼす活動を指図する権利を有する当事者が投資先に対するパワーを有していることとなります(IFRS第10号第13項)。受託者は、以下の理由により、銀行よりもリターンに影響を及ぼすより強い立場にある可能性が高いといえます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受託者も資産の取替えのパワーを有しているため</li> <li>回収に関するパワーを行使することで受託者が軽減する必要のある信用リスクは、銀行が晒されている信用リスクよりも重要であるため(以下の「変動リターンに対するエクスポージャー」を参照)。</li> </ul> <p>したがって、IFRS第10号第7項(a)のパワーに関する要件は、銀行による連結を裏付けることにはなりません。</p>
<p>変動リターンに対するエクスポージャー</p>	<p>以下の理由から、CDSは主として、SEに対して変動性を提供しているといえます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>CDSは、リスク資産から生じる損失にSEを晒しています(たとえば、リスク資産に関する信用事象が生じた場合)。</li> <li>CDSは、潜在的に銀行をSEの信用リスクに晒すこととなりますが、このリスクはリスク資産が提供するリスクに比べて小さいと考えられます。このリスクは、CDSの優先的な支払順位や高品質のトリプルA債券によってさらに軽減されています。</li> <li>CDSの締結に際してのSEの目的は、通常、以下のうちのいずれかとなります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>リスク資産に対する銀行のエクスポージャーを、SEに移転することによって軽減すること</li> <li>より多くのリスク(およびリターン)をSEに移転することによって債券保有者に対するリターンを改善すること</li> </ul> </li> </ul> <p>両方のケースにおいて、CDSを、変動性を提供するものと見る考え方は、その目的および設計とより整合的であるといえます。変動リターンに対するエクスポージャーを評価する際に、CDSの変動性に対する銀行のエクスポージャーは、銀行の他の資産または負債によって軽減ないし最小化される場合があります(すなわち、銀行がリスク資産を保有しているかどうかは支配の分析に影響しません)。</p> <p>したがって、CDSは主として、SEに対して変動性を提供するものであり、したがって、銀行は、SEの変動リターンに対する重要なエクスポージャーを有していません。</p>
<p>結論</p>	<p>パワーの要件が連結を裏付けることはなく、銀行は変動リターンに対する重要なエクスポージャーを有していないため、銀行はSEを支配していません(IFRS第10号B56項)。</p>



## 各債券保有者

IFRS第10号の指標	判定
パワー	<p>SEは、その営業活動の資金調達のため、債券に経済的に依存しています。これは、債券保有者とSEとの間に「特別な関係」が存在している可能性を示唆するものです (B19項 (b)(i))。しかし、IFRS第10号B19項は、特別な関係の指標の存在が必ずしもパワーの要件を満たしていることにはならない、と記述しています。</p> <p>債券保有者は他の当事者よりも変動性に対する大きなエクスポージャーを有しています(以下を参照)。IFRS第10号B20項は次のように記述しています。「リターンの変動性に対するエクスポージャーが大きいということは、その投資者がパワーを有している可能性があるということの指標となる」。ただし、B20項では、エクスポージャーの大きさのみでは、投資者が投資先に対するパワーを有しているかどうかは決まらないため、決定的ではない、という記述もあります。</p> <p>受託者は、以下のパワーを有しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>格下げ時の担保の取替権</li> <li>トリプルAの債券の支払不履行時の資産の差押えおよび清算の権利</li> </ul> <p>受託者は、債券保有者の代理人であるため、上記のパワーを債券保有者に帰属させることができるかどうかの問題となります。しかし、債券保有者は分散しており互いに関連もないという性質から、いずれの債券保有者も受託者を指図する一方的なパワーを有さず、また、受託者を解任する実質的な権利も有していません。したがって、受託者のパワーを個別の債券保有者に帰属させることはできません。これは、IFRS第10号B59項とも整合しています。そこでは、代理人が複数の本人のために活動する場合には、それぞれの本人がパワーを有しているかどうかを判定しなければならない、と記載しています。</p> <p>パワーに関する決定的な指標がない場合、それぞれの債券保有者がパワーを有している可能性はほとんどありません。</p>
変動リターンに対するエクスポージャー	<p>債券保有者は、CDSからの変動性 (IFRS第10号B8項) を吸収し、同様に、基礎となるトリプルAの債券の信用リスクからの変動性も吸収します(ただし、後者のリスクは低いといえます)。このような構造は、貸出がリスク資産に直接連動しているため、債券保有者が変動性を吸収するように設計されています。したがって、債券保有者は、SEからの変動リターンに晒されています。</p>
結論	<p>それぞれの債券保有者はSEに対するパワーを有していないため、誰もSEを支配していないこととなります。単一の債券保有者が受託者を一方的に指図できる可能性がある場合には異なる判定結果となる場合があります。</p> <p>債券保有者はSEを支配していませんが、非連結の組成された企業への関与を有しています。そのため、債券保有者は、IFRS第12号第24項から第31項によって要求される開示を行わなければなりません。</p>

## 結論

いずれの当事者もSEを連結しないこととなります。

© 2012 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.